

## 年金法令・制度運営（問題）

問題 1. 次の空欄に入る語句あるいは数値を答えよ。ただし、(1)については別途設問の指示に従うこと。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(40 点)

(1) 平成 19 年 4 月又は平成 20 年 4 月に施行された厚生年金保険法の改正内容に関する以下の記述に関して、正しいものを全て選べ。ただし、正しいものがない場合は「×」を記載すること。

①離婚分割（平成 19 年 4 月施行）

- ア 施行日（平成 19 年 4 月 1 日）以降の離婚のみが対象となる。
- イ 按分割合は、0 から 0.5 の範囲内で、離婚当事者の協議により決める。

②三号分割（平成 20 年 4 月施行）

- ア 配偶者の年金の支給が開始されている場合は、分割時から、分割により増加した分の年金の支給を自身が受けることができる。
- イ 離婚後 2 年以内に限り分割の請求を行うことができる。

③（65 歳以降の）老齢厚生年金の繰下げ（平成 19 年 4 月施行）

- ア 繰下げることができる期間の上限は 5 年間である。
- イ 在職により年金の一部が支給停止されている場合は、支給停止されていない部分のみが繰下げ後の年金額の増額に反映される。

④受給権者の申出による支給停止（平成 19 年 4 月施行）

- ア 支給停止を行った後、いつでも将来に向かって撤回することができる。
- イ 受給権者の申出により、老齢厚生年金の一部を停止することができる。

⑤遺族年金の計算方法の変更（平成 19 年 4 月施行）

- ア 法改正により遺族厚生年金ではなく老齢厚生年金となった部分については、遺族厚生年金と同様、所得税は課税されない。
- イ 法改正により計算方法が変更となったのは、65 歳以上の期間についてのみである。

- (2) 次は厚生年金基金設立認可基準に規定する「中途脱退者及び連合会移換者」に関する記述である。

第五 中途脱退者及び連合会移換者に関する事項

- 一 中途脱退者（法第一百四十四条の三第一項に規定する中途脱退者（規約で定める加算年金を受けるための要件のうち必要な（①）を満たす者を除く）をいう。以下同じ。）であつて、老齢年金給付の支給に関する義務を企業年金連合会（以下「連合会」という。）に移転する者（以下「連合会移換者」という。）の範囲及び中途脱退者であつて、老齢年金給付の支給に関する権利義務を他の基金に移転する者の範囲は、加入員期間（②）年未満の範囲内で、規約に定めなければならないこと。この場合において、加入員期間（③）年未満の者（法附則第三十二条第一項等の規定による認可を受けた基金の中途脱退者を除く。）は、他の基金へ老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、連合会に一律に移転するものとする。また、加入員期間（③）年以上（②）年未満の者又は一定年齢以上の高齢者については、老齢年金給付の支給に関する権利義務を連合会に移転することについて（④）場合及び他の基金に老齢年金給付の支給に関する権利義務を移転する場合を除き、（⑤）とすることができること。

- (3) 次は確定拠出年金法に規定する「企業型年金の規約の承認」に関する記述である。

厚生年金適用事業所の事業主は、企業型年金を実施しようとするときは、企業型年金を実施しようとする厚生年金適用事業所に使用される（①）の（②）労働組合があるときは当該労働組合、当該（①）の（②）労働組合がないときは、当該（①）の（③）の同意を得て、企業型年金に係る規約を作成し、当該規約について厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 次は確定給付企業年金法施行規則に規定する「給付減額の理由」に関する記述である。

#### 第五条

令第四条第二号の厚生労働省令で定める理由は、次のとおりとする。ただし、加入者である受給権者（給付を受ける権利（以下「受給権」という。）を有する者をいう。以下同じ。）及び加入者であった者（以下「受給権者等」という。）の給付（加入者である受給権者にあつては、当該受給権に係る給付に限る。）の額を減額する場合にあつては、（①）に掲げる理由とする。

- 一 確定給付企業年金を実施する厚生年金適用事業所（以下「実施事業所」という。）において（②）が変更され、その変更に基づき給付の設計の見直しを行う必要があること。
- 二 実施事業所の（③）したことにより、給付の額を減額することがやむを得ないこと。
- 三 給付の額を減額しなければ、（④）し、事業主が掛金を拠出することが困難になると見込まれるため、給付の額を減額することがやむを得ないこと。
- 四 法第七十四条第一項の規定により規約型企業年金を他の規約型企業年金と（⑤）する場合、法第七十九条第二項若しくは第八十一条第二項の規定により事業主が給付の支給に関する（⑥）する場合又は法第一百条の二第三項若しくは第一百一十一条第二項の規定により事業主が厚生年金基金の加入員及び加入員であった者に係る給付の支給に関する（⑥）する場合であつて、給付の額を減額することにつきやむを得ない事由があること。
- 五 給付の額を減額し、当該事業主が拠出する掛金のうち給付の額の減額に伴い減少する額に相当する額を（⑦）（確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第七号に規定する（⑦）をいう。）に充てること又は法第一百七十七条第一項の規定により、給付に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の一部を、実施事業所の事業主が実施する（⑧）（確定拠出年金法第二条第二項に規定する（⑧）をいう。以下同じ。）の資産管理機関（同条第七項第一号ロに規定する資産管理機関をいう。以下同じ。）に移換すること。

- (5) 次は確定拠出年金法施行令に規定する「適格退職年金契約からの資産の移換」に関する記述である。

附則第二条第三項

法第五十四条第一項の規定による資産の移換の受入れは、適用終了日までの間、第二十二条第一項各号に掲げる資産のほか、当該実施事業所の事業主が締結している適格退職年金契約の全部又は一部を解除することにより（①）に返還される資産であつて資産管理機関に移換するもの（法人税法施行令附則第十六条第一項第七号ハに規定する（②）がない場合において返還されたものに限るものとし、当該適格退職年金契約に係る受益者等が、その者が負担した同項第二号に規定する掛金等を原資とする部分（以下この項において「本人負担分」という。）の移換に（③）しない場合にあつては、当該本人負担分を除く。）について行うものとする。この場合において、当該資産の移換の受入れを行う日は、当該資産の移換に伴い当該適格退職年金契約の全部又は一部が解除される日の（④）以前の企業型年金（⑤）で定める日とする。

- (6) 次は適格退職年金契約の自主審査要領に規定する「延滞掛金の払込方法」に関する記述である。

延滞掛金の払込方法は次のいずれかによることができる。

- イ 延滞掛金の合計額（延滞利息を含む。）を（①）払い込む方法
- ロ 延滞掛金の合計額（延滞利息を含む。）を（②）に相当する期間内に（③）して払い込む方法
- ハ 延滞期間終了時に（④）を洗替えし、掛金率（額）を改めて払い込む方法

- (7) 次は社団法人日本アクチュアリー会及び社団法人日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に規定する「支給倍率基準」に関する記述である。

期末までに発生していると認められる額の割合として「退職時点における支給倍率」に対する「現在時点における支給倍率」の割合を用いる方法である。

退職事由や勤続年数による給付の増分の（①）であったり、頭打ちを含め支給倍率が（②）となっている場合や、業務内容の（③）・（④）を重視して支給倍率が設定されている場合などにあつて、支給倍率の増加が各期の（⑤）を合理的に反映していると認められる場合には、当該方法を用いることができるものとする。

なお、支給倍率が（⑤）を合理的に反映していない例としては以下のような場合があるが、(iii)にあつては（⑥）までの期間、(iv)にあつては（⑦）までの期間の支給倍率について適切な補正を行えば、当該方法を用いることもできるものとする。

(i) 勤続年数の増加に伴い支給倍率が減少する場合

(ii) 支給倍率が明らかに（⑧）となっている場合

(iii) 短期勤続の退職者に対して給付がない場合

(iv) 特定の勤続や年齢の前後において支給倍率に（⑨）がある場合

- (8) 次は社団法人日本年金数理人会が作成した「倫理規範」に規定する「専門業務」に関する記述である。

会員は、年金数理業務を依頼されたときは、（①）その他に照らして、その業務を引き受ける専門性を持っていると判断した場合でなければその業務を行ってはならない。また、その業務遂行に必要な情報の取得に努めるものとする。

問題 2. 社団法人日本アクチュアリー会及び社団法人日本年金数理人会が作成した「退職給付会計に係る実務基準」に規定する以下の事項について簡記せよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(7点)

- (1) 中小企業退職金共済制度等との調整 (実務基準 5.1)
- (2) 過去勤務債務の計算方法 (実務基準 5.2)
- (3) 「併せ給付」等の退職給付債務の計算方法と適用可能条件 (実務基準 5.6)

問題 3. 次は確定給付企業年金における「加入者が掛金の一部を負担すること」に関する法令の記述である。①から④の空欄に入る取り扱いを記載せよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に 30 字以内で記入のこと。(8点)

○確定給付企業年金法 (法)

第五十五条 事業主は、給付に関する事業に要する費用に充てるため、規約で定めるところにより、年一回以上、定期的に掛金を拠出しなければならない。

2 加入者は、政令に定める基準に従い規約で定めるところにより、前項の掛金の一部を負担することができる。

(以下省略)

○確定給付企業年金法施行令 (政令)

第三十五条 法第五十五条第二項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 加入者が負担する掛金の額が当該加入者に係る ( ① ) を超えないこと。
- 二 加入者が掛金を負担することについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該加入者の同意を得ること。
- 三 掛金を負担している加入者が当該掛金を負担しないことを申し出た場合にあつては、当該掛金を負担しないものとする。
- 四 掛金を負担していた加入者であつて前二号のいずれかの規定により掛金を負担しないこととなったものが ( ② ) ものでないこと (( ③ ) 場合を除く)。

○確定給付企業年金法施行規則 (厚生労働省令)

第三十七条 令第三十五条第二号の加入者の同意は、規約で定めるところにより、加入者が掛金を負担することとなるとき及び ( ④ ) ときに得るものとする。

問題 4. ある確定給付企業年金制度（適格退職年金制度から権利義務移転で平成 18 年 4 月 1 日に発足）の事業年度末（平成 20 年 9 月末）の財政検証における諸数値は下記のとおりとなった。この場合の「継続基準の財政検証」に関して以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。（9 点）

- (1) 積立金の額の評価の方法に時価方式を採用している場合の継続基準の財政検証結果を計算過程を明示して求めよ。なお、許容繰越不足金は以下の条件で算定すること。

[算定条件]

確定給付企業年金法施行規則第五十六条第三項の方法により算定すること。

同条に規定する「規約で定める率」はいずれも上限となる率を用いること。

確定給付企業年金法施行規則附則第十条に規定する「経過措置」を適用すること。

- (2) 積立金の額の評価の方法に数理的評価方式を採用しており、資産評価調整加算額が 150（百万円）である場合の継続基準の財政検証結果を計算過程を明示して求めよ。なお、許容繰越不足金は(1)と同じ条件で算定すること。
- (3) 積立金の額の評価の方法を変更できる場合を 3 つ簡記せよ。

[諸数値]

- A. 純資産額 1,000（百万円）  
 B. 数理債務 1,400（百万円）  
 C. 未償却過去勤務債務残高 100（百万円）  
 D. 標準掛金率 30‰（月払い）  
 E. 加入者の掛金額算定用標準給与月額 200（百万円）  
 F. 確定年金現価率（年ベース）

年数	現価率	年数	現価率	年数	現価率
20.0 年	15.1	23.5 年	16.9	27.0 年	18.6
20.5 年	15.4	24.0 年	17.2	27.5 年	18.8
21.0 年	15.6	24.5 年	17.4	28.0 年	19.0
21.5 年	15.9	25.0 年	17.7	28.5 年	19.3
22.0 年	16.2	25.5 年	17.9	29.0 年	19.5
22.5 年	16.4	26.0 年	18.1	29.5 年	19.7
23.0 年	16.7	26.5 年	18.4	30.0 年	19.9

問題 5. 厚生年金基金財政運営基準に規定する「年金経理から業務経理への繰入れ」に関して、以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(11点)

注 1)当基金が保有する有価証券のうち、保有区分が満期保有目的の債券に該当するものはないものとする。

注 2)「年金経理から業務経理への繰入れに係る特例的扱いについて(平成 20 年 3 月 28 日年発第 0328001 号)」は、考慮する必要はない。

(1) 年金経理から業務経理への繰入れができる基金の要件を簡記せよ。

(2) ある厚生年金基金は(1)の要件をいずれも満たしており、繰入れを行おうとする事業年度の予算編成時において確定している直前の財政検証の結果は下記のとおりである。このとき、繰入れ限度額を(1)の要件ごとに計算せよ。

[計算基礎数値]

(金額単位：百万円)

A. 純資産額	25,000
B. 資産評価調整加算額	1,000
C. 数理債務	12,000
D. 最低責任準備金	10,000
E. プラスアルファ部分の最低積立基準額	11,000
F. 未償却過去勤務債務残高	2,000
G. 死亡率改善に備える額	1,000
H. 給付改善準備金	2,500
I. 年金数理人が留保することが適当と定めた額 (脱退差損の発生見込み額)	200
J. 基金の業務委託形態が基金と受託機関に おいて定めるいわゆる□型であったとした ときの業務委託報酬	50
K. 業務委託報酬	40

問題 6. 厚生年金基金における「設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収」について、以下の設問に答えよ。なお、解答は指定の解答用紙の所定欄に記入のこと。(25 点)

- (1) 厚生年金保険法及び厚生年金基金規則に規定する「設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収」について簡記せよ（加入員が当該掛金の一部を負担することに関する規定を除く。）。
- (2) ある厚生年金基金は、規約で「設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額」の規定を次のように定めている（全額事業主負担）。

＜一括徴収額の計算方法＞

一括徴収額＝（未償却過去勤務債務残高＋繰越不足金）

×減少事業所の加入員の報酬標準給与総額

÷厚生年金基金の加入員の報酬標準給与総額

（各項目の数値は事業所減少の直近の代議員会で議決された財政検証のものを使用する）

この規定を変えない場合、毎年の財政検証や財政計算等により、ある設立事業所が減少したと仮定した場合の「設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額」は変動するが、その要因となるものを、次の例示を参考にして例示の内容以外のものについて記載せよ。

＜一括徴収額が変動する要因の例示＞

財政検証において当年度剰余金が発生した場合は一括徴収額の減少要因となり、当年度不足金が発生した場合は一括徴収額の増加要因となる。

- (3) この厚生年金基金に対し、あなたなら「設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収額」の規定をどのように変更することを提案するか。その規定の内容を記載し下記の例示を参考に所見を述べよ。なお、現行の規定に十分な合理性があり変更する必要がないと考えるのであれば、その旨を記載し同様に所見を述べよ。

＜所見の内容の例示＞

- ・ 提案する規定の内容
- ・ 規定を提案する理由（「財政の健全性の観点」のみならず、「設立事業所事業主への説明可能性の観点」「設立事業所事業主間の公平性の観点」、あるいはそれ以外の観点から、どのような配慮を行っているか、具体的項目を挙げて記載すること。）
- ・ 財政運営上の留意点・規定変更時の留意点
- ・ 提案する規定の内容に対し想定される否定的な意見
- ・ 想定される否定的な意見に対しあなたとしてどう考えるか

注 1)提案にあたっては原則として基金の特殊事情は考慮しないものとするが、特に基金の特殊事情を前提とする場合はその内容を明記すること。

注 2)提案する規定は複数でもよいが、それらの規定をどのような判断基準で選択するかも記載すること。

# 解答用紙

平成20年10月2日

科目	年金法令・制度運営		受験番号	社団法人 日本年金数理人会	
問題1					
(1)	①	ア	②	×	
	③	イ	④	ア	
	⑤	イ			
(2)	①	加入員期間	②	20	
	③	10	④	本人が同意しない	
	⑤	連合会移換者			
(3)	①	被用者年金被保険者等	②	過半数で組織する	
	③	過半数を代表する者			
(4)	①	第二号及び第三号	②	労働協約等	
	③	経営の状況が悪化	④	掛金の額が大幅に上昇	
	⑤	統合	⑥	権利義務を承継	
	⑦	事業主掛金	⑧	企業型年金	
(5)	①	事業主	②	過去勤務債務等の現在額	
	③	同意	④	属する月の翌々月の末日	
	⑤	規約			
(6)	①	一括して	②	当該延滞期間	
	③	均等分割	④	過去勤務債務等の額	
(7)	①	格差が僅少	②	前加重	
	③	専門性	④	複雑性	
	⑤	労働の対価	⑥	初めて給付が行われる	
	⑦	特定の勤続や年齢	⑧	後加重	
	⑨	大幅な格差			
(8)	①	自己の能力及び経験			

# 解答用紙

平成20年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

## 問題2

(1)	退職給付債務から要支給額を控除すること、勤務費用から要拠出額を控除すること。

(2)	制度改定時点で改訂前後の差額とすること、貸借対照表時点で読み替えができること。

(3)	給付額が過去期間のみによって算定されていること、将来勤務期間による変動がない (但し据置中利率は除かれている) こと、給付現価を用いることができること。

## 問題3

①	法	第	五	十	五	条	第	一	項	に
	規	定	す	る	掛	金	の	額	の	二
	分	の	一							

②	当	該	掛	金	を	再	び	負	担	す
	る	こ	と	が	で	き	る			

③	規	約	の	変	更	に	よ	り	そ	の
	者	が	負	担	す	る	掛	金	の	額
	が	減	少	す	る	こ	と	と	な	る

④	規	約	の	変	更	に	伴	い	加	入
	者	が	負	担	す	る	掛	金	の	額
	が	増	加	す	る					

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題4			
	<p>事業年度末が平成20年9月末であるため、則附則第十条より則第五十六条第一項にて用いる標準掛金収入現価は<math>30 - (20 - 14) = 24</math> (1年未満切り捨て) 年分 (※) となる。</p> <p>則第五十六条第一項による方法：<math>30 / 1,000 \times 200 \times 12 \times 17.2 \times 15 / 100 = 185.76</math></p> <p>則第五十六条第二項による方法：<math>(1,400 - 100) \times 15 / 100 = 195</math></p> <p>(1) よって、則第五十六条第一項による方法を用いる。その場合、</p> <p style="text-align: center;"><math>(1,000 + 185.76) / (1,400 - 100) \approx 0.912</math></p> <p style="text-align: center;">継続基準の財政検証の結果、掛金額の見直しが必要</p> <p>(※) 権利義務移転 (平成18年4月1日) までの年数により、<math>30 - (18 - 14) = 26</math>年分としても正解としている。</p>		
	<p>事業年度末が平成20年9月末であるため、則附則第十条より則第五十六条第一項にて用いる標準掛金収入現価は<math>30 - (20 - 14) = 24</math> (1年未満切り捨て) 年分 (※) となる。</p> <p>則第五十六条第一項による方法：<math>30 / 1,000 \times 200 \times 12 \times 17.2 \times 15 / 100 = 185.76</math></p> <p>則第五十六条第二項による方法：<math>(1,400 - 100) \times 10 / 100 = 130</math></p> <p>(2) よって、則第五十六条第二項による方法を用いる。その場合、</p> <p style="text-align: center;"><math>(1,000 + 150 + 130) / (1,400 - 100) \approx 0.985</math></p> <p style="text-align: center;">継続基準の財政検証の結果、掛金額の見直しが必要</p> <p>(※) 権利義務移転 (平成18年4月1日) までの年数により、<math>30 - (18 - 14) = 26</math>年分としても正解としている。</p>		
	<p>(3) ① 則第五十条各号に掲げる場合 (財政再計算を行う場合) に該当することにより、積立金の額又は責任準備金の額が著しく増加又は減少することとなる場合</p> <p>② 令第四十五条第一項に規定する基本方針 (運用基本方針) を大幅に見直した場合</p> <p>③ その他積立金の額の評価の方法を変更する合理的な理由がある場合</p>		

# 解答用紙

平成20年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題5(1)

①. 第1回目の財政再計算を終了した基金

ア 第1回目の財政再計算以後の財政再計算の結果、掛金の引上げを必要とした基金にあっては、その処理を完了していること。

イ 責任準備金の確保に該当していないこと。

責任準備金の確保：財政検証の基準日において、純資産が責任準備金を下回っている場合

ウ 最低積立基準額及び最低責任準備金の確保に該当している基金にあっては、特例掛金に係る規約の変更を行っていること。

最低積立基準額及び最低責任準備金の確保：財政検証の基準日において、純資産が最低積立基準額又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回った場合

エ 財政計算が、財政運営基準に基づいて行われていること。

②. 業務委託の形態が基金と受託機関において定めるいわゆるI(A)型又はI(B)型である基金

(注) 裏面には記述しないこと

# 解答用紙

平成20年10月2日

科目	<b>年金法令・制度運営</b>	受験番号	社団法人 <b>日本年金数理人会</b>
問題5(2)			
①について			
$\text{限度額} = \text{純資産額} - (\text{責任準備金} = C + D - B - F + G. H. I. \text{の合計額})$			
$= 25,000\text{百万円} - (12,000\text{百万円} + 10,000\text{百万円} - 1,000\text{百万円} - 2,000\text{百万円}$			
$+ 1,000\text{百万円} + 2,500\text{百万円} + 200\text{百万円})$			
$= 2,300\text{百万円}$			
②について			
$A \quad (\text{II型の場合の業務委託報酬} - \text{業務委託報酬}) \times 0.9$			
$= (50\text{百万円} - 40\text{百万円}) \times 0.9$			
$= 9\text{百万円}$			
$B \quad \text{純資産額} - (\text{責任準備金} + H. \text{の合計額})$			
$= 25,000\text{百万円} - (19,000\text{百万円} + 2,500\text{百万円})$			
$= 3,500\text{百万円}$			
$= 25,000\text{百万円} - (19,000\text{百万円} + 2,500\text{百万円})$			
$= 3,500\text{百万円}$			
$\text{限度額} = \text{Min}(A, B)$			
$= 9\text{百万円}$			

(注) 裏面には記述しないこと

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6(1)			
* 法令に基づきつぎの内容が簡記されていればよい。			
A. 厚生年金保険法（要旨）			
(A) 基金の設立事業所が減少する場合、減少に伴い他の設立事業所に係る掛金が増加する場合は、基金は当該額に相当する額として規約で定める額を事業主から一括徴収する。			
B. 厚生年金基金規則（厚生労働省令）（要旨）			
(A) 一括徴収額の計算方法はつぎのいずれかの方法とする。			
ア. 継続基準による方法			
減少設立事業所分の特別掛金収入現価（基金の予定利率で計算したもの）			
イ. 非継続基準による方法			
純資産が最低積立基準額を下回る額のうち減少設立事業所に係る分として合理的に			
計算した額とする方法			
ウ. ア.、イ. のうちいずれか大きい額とする方法			
(B) (A)ア. の方法とする場合（ウ. の方法とする場合でア. の額となる場合を含む）の一			
括徴収額には、年金給付積立金が責任準備金を下回る額や、事業所の減少に伴いその他			
の要因により増加する掛金の額のうち、減少設立事業所分として合理的に計算した額を			
加算することができる）			
(C) 一括徴収額には減少設立事業所の事業主が負担する予定であった「その他の掛金の額」			
を加算することができる。			

(注) 裏面には記述しないこと

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
----	-----------	------	---------------

問題6(2)	
<p>* 一括徴収額に変動を与える要因には例えばつぎのようなものが挙げられる。</p>	
<p>A. 財政検証</p>	
<p>(A) 設立事業所の加入員数・給与総額が増加すれば一括徴収額の増加要因、減少すれば一括徴収額の減少要因となる。</p>	
<p>(B) 厚生年金基金の加入員数・給与総額が増加すれば一括徴収額の減少要因、減少すれば一括徴収額の増加要因となる。</p>	
<p>(C) 特別掛金による償却が進むことで未償却過去勤務債務が減少し、一括徴収額の減少要因となる。</p>	
<p> </p>	
<p>B. 財政計算</p>	
<p>(A) 基礎率の設定によっては後発債務・後発剰余が発生し未償却過去勤務債務が増減するた め、一括徴収額の増減要因となる。</p>	
<p>(B) 別途積立金を取り崩して予定償却年数を短縮し、または特別掛金を引き下げることで、 未償却過去勤務債務が減少し、一括徴収額の減少要因となる。</p>	
<p>(C) 基本部分の掛金で免除保険料率に上乘せする掛金の設定によっては、数理債務および未 償却過去勤務債務が増減し、一括徴収額の増減要因となる。</p>	
<p> </p>	

(注) 裏面には記述しないこと

# 解答用紙

平成20年10月2日

科目	年金法令・制度運営	受験番号	社団法人 日本年金数理人会
問題6(3)			
<p>* 例えば次の点に言及し、論旨一貫した意見が述べられているか。また、カッコ内のような否定的意見も認識し、それに対する考え方が述べられているか</p>			
<p>A. 積立不足の計算式</p>			
<p>(A) 継続基準による方法</p>			
<p>(解散時の積立不足一括徴収の規定との整合性について)</p>			
<p>ア. 資産評価調整加算額を加算する (継続基準の財政検証結果との整合性について)</p>			
<p>イ. 資産評価調整加算額を加算しない (資産評価調整加算額が将来の財政上の差損要因となり、他の設立事業所事業主の負担となる可能性があるが、減少事業所がこれを負担しないことについて)</p>			
<p>ウ. 脱退差損を加算する (脱退差損は貸借対照表上の項目ではなく、別途数理計算することが一般的であることについて)</p>			
<p>エ. 脱退差損を加算しない (脱退差損が他の設立事業所事業主の負担となることについて)</p>			
<p>(B) 非継続基準による方法、あるいは継続基準による方法と非継続基準による方法のいずれか大きい方とする方法</p>			
<p>(継続基準の財政検証結果との整合性について)</p>			
<p>B. 財政検証月から減少月までの財政状況の変動</p>			
<p>(A) 特別掛金による償却、運用利回り等による変動を考慮する。</p>			
<p>(それら以外の変動要因 (加入員等に関する差損益) を織り込まないことについて)</p>			
<p>(B) 特別掛金による償却、運用利回り等による変動を考慮しない。</p>			
<p>(直近の財政状況を考慮しないことについて)</p>			

(注) 裏面には記述しないこと

